

令和7年12月22日

## 委託事業者によるパソコンの紛失について

横瀬町が委託している国民健康保険の特定健診未受診者勧奨の委託事業者において、データの入ったパソコンを紛失する事案が発生しました。なお、現在のところ、第三者による情報の不正使用等の事実は確認されていません。

### 1 事案の概要

12月4日（木）委託事業者の営業職員が、移動中の電車内に業務で使用するパソコンを置き忘れたことにより紛失した。

紛失発覚後、利用した鉄道会社や警察へ遺失物届を提出したが、当該パソコンは見つかっていない。

### 2 対象情報

実施している業務内容により、紛失したパソコンに残存していた情報は以下のとおり。（個人を特定できる情報は含まれておりません。）

自治体名、年齢、ID※1

紛失したパソコンには強度の高いログインパスワードの設定や、ハードディスクの高度な暗号化による秘匿化が実装されていた。また、紛失発覚直後にネットワークに接続できなくなる処置やクラウドストレージのアカウント停止を委託事業者が実施している。それらを踏まえ、委託事業者は個人情報が漏えいする可能性は極めて低いと評価している。

※1 IDとは、横瀬町の住民記録システムにおいて住民情報の登録に使用している番号です。町のシステムで照合しない限り個人を特定することはできません。なお、マイナンバーではありません。

### **3 対応等**

委託事業者の情報の取扱いについて厳正に確認し、情報の適正管理に関する指導を行った。

委託事業者から提出された再発防止策を確認し、その確実な履行及び引き続きパソコンの発見に努めるよう指示した。

### **4 問い合わせ先**

横瀬町役場 町民課 保険年金G 0494-25-0115